

納税通知書を郵送 国民健康保険税(国保税)

国民健康保険課
☎027・898・6250
(24時間自動応答)

国保税納税通知書を7月中旬に郵送。国保税の課税は世帯単位で、納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入してなくても、世帯に一人でも国保に加入している被保険者がいる場合は、世帯主宛てに納税通知書を郵送します。

令和7年度の税率について

下表のとおり保険税率を改正しました。

納税通知書の様式を変更

全国統一のシステムが導入されたことに伴い、納税通知書の様式を変更しました。

口座振替が便利です

納付方法は納付書か口座振替、年金からの天引きがあります。納付書が同封されていた人は期限までに納付してください。納付を忘れないために口座振替が便利です。通帳と届出印を用意して金融機関で申し込んでください。キャッシュカードを使ったペイジー口座振替受付サービスも利用できます。



口座振替受付サービスについてはこちら

国保税の軽減制度

（非自発的失業者の軽減） 離職日時点で65歳未満の人が会社の倒産や解雇などの理由で離職後、失業手当を受給する場合、申告により前年給与所得を減額して計算します。
（産前産後期間の軽減） 出産月前後4カ月（多胎の場合は6カ月）分が軽減されます。昨年1月分以降の軽減期間が対象です。



軽減制度についてはこちら

令和7年度国保税の税率と金額		
区分		税率と金額
基礎課税額（医療給付費分）※1	所得割	7.0%
	均等割	2万9,000円
	平等割	1万9,400円
	課税限度額	66万円
後期高齢者支援金等課税額※2	所得割	3.1%
	均等割	1万2,600円
	平等割	8,400円
	課税限度額	26万円
介護納付金課税額（40歳～64歳）	所得割	2.5%
	均等割	1万2,200円
	平等割	6,200円
	課税限度額	17万円

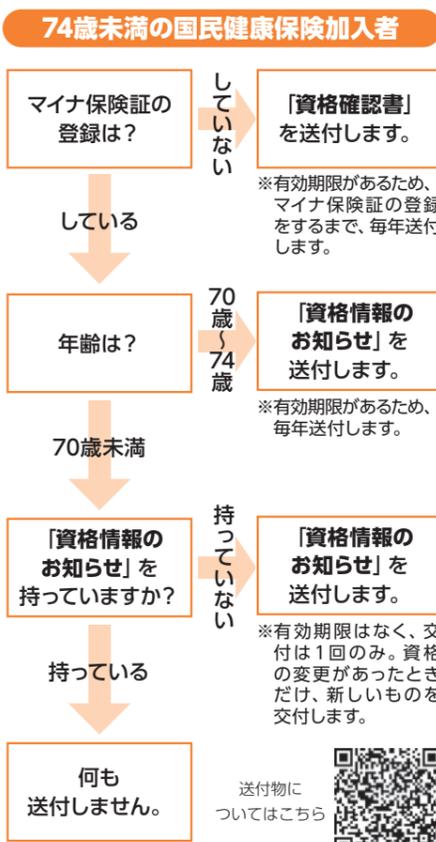
※1 課税限度額が65万円から66万円に引き上げられました
※2 課税限度額が24万円から26万円に引き上げられました

8月からは 今までの保険証が使えなくなります

国民健康保険課
☎027・898・6250 (24時間自動応答)

国民健康保険証の有効期限は7月31日(木)。8月1日(金)以降はマイナ保険証が資格確認書を医療機関や薬局で提示してください。マイナ保険証がある人には資格情報のお知らせを、マイナ保険証がない人は資格確認書を、7月下旬までに世帯主宛てに送付。資格情報のお知らせは70歳から74歳までの人へは毎年送付します。70歳未満で、すでに交付されている人は、資格情報に変更がない限り送付しません。

なお、資格情報のお知らせのみでは受診できません。マイナ保険証を提示してください。国保税を特別な理由がなく1年以上滞納している世帯には、負担割合10割と記載した資格確認書か資格情報のお知らせを送付。その場合は医療機関の窓口でいったん医療費を全額支払ってください。後日、市役所国民健康保険課で保険給付分の受給申請をしてください。



8月から使用する 後期高齢者医療資格確認書を郵送

国民健康保険課
☎027・898・6253 (24時間自動応答)

8月1日(金)以降に医療機関などを受診する際に使用する後期高齢者医療資格確認書を郵送します。現在使用している保険証・資格確認書の有効期限は7月31日(木)まで。新しい資格確認書は7月中旬に郵送します。資格確認書が届かない場合は、7月23日(水)以降に本人確認ができる物を持参し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。自己負担割合は、1割、2割、3割の3区分です。住民税の課税所得や世帯状況で判定します。詳しくは資格確認書の同封物を確認してください。



65歳以上の人に 介護保険料の通知書を郵送

介護保険課
☎027・898・6158

65歳以上の人を対象に本年度の介護保険料決定通知書と納付書を7月中旬に郵送します。本年度から全ての被保険者に対して封書で送付。保険料は、本人の前年の所得金額などと4月1日時点の世帯員の市民税課税状況に応じて決まります。納付方法は年金から差し引く特別徴収と、納付書や口座振替で支払う普通徴収があります。老齢基礎年金などの年間受給額が18万円以上の人は特別徴収です。



保険料(料)の減免制度

国民健康保険税については国民健康保険課
☎027・898・6250
後期高齢者医療保険料については国民健康保険課
☎027・898・5955
介護保険料については介護保険課
☎027・898・6158

収監や災害などの特別な事情で収入が著しく減少し、納付できないときは、申請により減免を受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

決定通知書を郵送 後期高齢者医療保険料

国民健康保険課
☎027・898・5955 (24時間自動応答)

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送します。対象は75歳以上の人と、一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

納付方法は、年金から差し引かれる特別徴収と納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納付書が同封されていた人は、納期限までに納めてください。国保税を口座振替していた人でも、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、特別徴収から口座振替へ変更する場合も手続きが必要です。

本年度は所得割率が10.07%、均等割額は4万9,100円、賦課限度額は80万円です。保険料額は、決定通知書や同封物を確認してください。



通知ハガキで確認 戸籍の氏名にフリガナを記載

法務省コールセンター
☎0570-05-0310

5月26日から戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されました。本籍地の市区町村から送付される通知ハガキのフリガナを必ず確認してください。本市に本籍がある人へは、8月頃に通知ハガキを発送します。



(Q&A)

- Q 手続きは必要ですか。
A フリガナに間違いがない場合は届け出不要です。間違いがある場合は必ず届け出をしてください。
 - Q どのように手続きをすればよいですか。
A 次のいずれかの方法で手続きをしてください。
 - ・届書様式を使用して最寄りの市区町村窓口で届出する
 - ・本籍地市区町村に郵送で届け出する
 - ・マイナポータルで届け出する
- ※戸籍の状態によってはマイナポータルでの届け出ができない場合もあります。